

Let's have a break!

国際特別委員会

海外で勤務する役員に関する源泉所得税について

先日、顧問先の社長から次の質問がありました。「当社の役員で日本に住民票を置いておらず、日本とアジアの各国を行き来しつつ仕事をしている。このとき役員報酬に関する源泉徴収はどうなるのか？」というものでした。

役員に関する報酬については居住者に該当するか非居住者に該当するかによって取り扱いが変わってきます。非居住者とは「日本国内に住所も居所も有していない者」もしくは「日本国内に住所がなく、かつ日本国内に引き続き居所を有している期間が1年に満たない者」となります。ここで各人の生活の本拠である「住所」と多少の期間継続して居住する場所である「居所」の判定については客観的事実により判定することとなります。

居住者に該当したら国内で勤務する役員と同様の取り扱いになるので源泉徴収税額表に基づいて支払報酬から通常の源泉徴収を行うこととなります。しかし、非居住者に該当する場合については役員報酬支払時に日本では20.42%の源泉徴収を行うこととなります。そして海外の勤務している国でも課税されます。そのため日本と海外で二重課税が発生するので居住地国である外国側で申告を行い、外国側で外国税額控除の適用を受けることとなります。

ちなみに、原則として源泉徴収のみで課税関係が完結する源泉分離課税となり、日本の年末調整や確定申告での精算が出来ません。

(国際特別委員会 田中康治)